

居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受ける場合の取り扱い（総社市）

居宅介護支援事業所が介護予防支援事業所の指定を受けようとする場合は、「指定申請書」に必要な書類を添付して、指定申請する。指定申請の事務の流れは次のとおりです。

（１）申請書提出先

提出先：総社市 長寿介護課 介護保険係

※必ず提出書類の控えをとること。

（２）申請から指定までの日数

申請書類を提出してから、概ね1ヶ月の審査期間を要します。

当月末日までに申請した場合は、翌々月1日から事業を開始できます。

※審査期間については、事業者の方が書類等の不備を補正している期間は除かれます。このため、事業開始予定日での指定を希望する場合は、余裕をもって申請書等を提出すること。

（例）7月1日指定の場合

○指定申請 前々月末日まで

指定申請書等提出 → 審査 → 申請書等受理 → 指定通知 → 事業開始

5月末申請期限

6月末頃指定通知書発送

※ 指定申請については、必ず事前に長寿介護課に相談をお願いします。

（３）指定申請の提出書類について

「指定申請に係る提出書類一覧表」に従い、各書類の提出をお願いします。

※審査の状況に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

（４）留意事項

- ・管理者が主任介護支援専門員であること。
- ・法人の登記事項証明書における「目的」欄に、「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等の記載があること。
- ・介護予防支援の指定を受けなくても、地域包括支援センターからの委託を受ければ、介護予防支援の実施が可能です。
- ・今回新たに指定事業所として行うことができる業務は「**介護予防支援のみ**」です。介護予防・日常生活支援総合事業の第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）の実施はできません。地域包括支援センターから委託を受けた場合のみに実施可能です。
※介護予防ケアマネジメントとは、「事業対象者となった方」及び「要支援1・2の方で介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する方」に対して提供されるケアマネジメントのこと。